

御総財第74号  
令和2年3月4日

町発注工事等受注業者 様

御嵩町総務防災課長

建設現場等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

御嵩町では、岐阜県が定めた「建設現場等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)に準拠し、町発注の建設工事及び測量設計業務において、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策の取組みを行うこととしましたので周知します。

別添のマニュアルに準拠し、工事等の現場における感染症予防対策の徹底、作業従事者等の健康管理にご留意いただくほか、マニュアルの【フェーズ2】PCR検査が実施される場合及び【フェーズ3】感染が判明した場合における発注者への連絡につき、ご協力いただきますようお願いいたします。

※この通知は、町発注の建設工事及び建設コンサルタント業務で、当該工事等の契約期間の最終日が本日現在で到来していない工事等の受注業者の皆さまにお送りしています。

※ご不明な点がある場合は、工事等の監督員・調査職員にお問い合わせください。

御嵩町役場 総務防災課 財政係  
係長 佐藤 担当 三野  
電話 0574-67-2111 内線 2212

技第759号の4  
令和2年2月28日

各市町村長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

建設現場等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルについて（参考送付）

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「建設現場等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を別添のとおり策定し、岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部発注の工事及び業務で取り組むこととしましたので参考を送付します。

所 属	県土整備部	技術検査課	建設技術係
担当係長	小 原	担当	馬 淵
電話番号	058-272-1111（内 2294）		
E-mail	c11656@pref.gifu.lg.jp		

## 建設現場等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、国の「新型コロナウイルスの感染症対策基本方針」に則った対策を講じるとともに、本マニュアルにより適切に対応する。

### 【フェーズ1】通常時における対応

- 【受注者】朝礼時・午後の作業前の KY 活動時等に作業従事者等の健康状態を確認  
→「新型コロナウイルス Q&A」Q 1 により対応（自宅待機し、毎日体温を測定）
- 【受注者】アルコール消毒液の設置や定期的な消毒を実施
- 【受注者】現場事務所や休憩所等の閉鎖的な空間は、定期的な換気や消毒を実施
- 【受注者】「本マニュアル」、「新型コロナウイルス Q&A」及び「帰国者・接触者相談センター連絡先」を現場事務所等に掲示
- 【受注者】新規入場者に対しては、「新型コロナウイルス Q&A」を説明

### 【フェーズ2】感染が疑われる段階 ※健康状態を確認し、感染が疑われる場合

- 【受注者】作業従事者等の健康状態を確認  
→「新型コロナウイルス Q&A」Q 2、3 により対応（「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談）
- 【受注者】PCR 検査が実施される場合は、施工計画書等の緊急連絡表に基づき発注者に連絡
- 【発注者】PCR 検査が実施される場合は、事故報告と同様に本庁関係課へ連絡

### 【フェーズ3】感染が判明した段階

- 【受発注者】保健所等の指導に従い、感染拡大防止に向けた適切な措置を実施
- 【受注者】施工計画書等の緊急連絡表に基づき発注機関に連絡
- 【発注者】事故報告と同様に本庁関係課へ連絡

## ■工事等への影響の検討

- 【受発注者】感染拡大防止の対応や感染者が判明した場合の対応、資材の入手困難等に伴う一時中止や工期延期等を協議し、必要に応じ、一時中止や工期延期を行い、必要となる請負代金額を変更  
※感染者が判明する前における感染拡大防止のための一時中止の期間は、当面、令和 2 年 3 月 15 日までとする
- 【受注者】工事等を一時中止する場合は、適切な安全対策を実施
- 【受発注者】建設資材の高騰等により、受注者から賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更の請求があった場合は、約款第 25 条（スライド条項）に基づき対応

# 新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

**Q1** 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

**A** 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

**Q3** 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

**A** 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

**Q4** 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

**A** 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

**Q6** 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

**A** 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

**Q2** 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



**A** 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

**Q5** 感染予防のためにできることはありますか？

**A** 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

**Q7** 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

**A** 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



## 岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する 帰国者・接触者相談センター窓口一覧

所管区域	保健所等	電話番号
羽島市・各務原市・ 山県市・瑞穂市・本巣市・ 羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・ 不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-73-1111 (内線273)
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4011 (内線360)
美濃加茂市・可児市・ 加茂郡・可児郡	可茂保健所	0574-25-3111 (内線358)
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-23-1111 (内線361)
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-26-1111 (内線258)
高山市・飛騨市・下呂市・ 大野郡	飛騨保健所	0577-33-1111 (内線328)
岐阜市	岐阜市保健所 地域保健課	058-252-7191